

【 資 料 】

I 公文書開示審査会答申の概要

- ・ 答申第 1 6 5 号 (H23. 7. 29 答申)
- ・ 答申第 1 6 6 号 (H24. 2. 28 答申)

答申の全文、公文書開示制度の実施状況一覧表、高知県情報公開条例、
高
知県公文書開示審査会規則は、「高知県のホームページ」に掲載していま
す。

(アドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/>)

※ このアドレスは、文書情報課ホームページのトップページのアドレスで
す。

また、公文書開示制度の実施状況一覧表は、高知県庁 1 階 県民室（高
知市丸ノ内 1 - 2 - 2 0）で閲覧及び複写ができます。

答 申 第 1 6 5 号 の 概 要

1 件 名

平成 22 年 6 月 20 日付提出（高知県議会受付平成 22 年 6 月 25 日）の高知県議会請願書の請願文書表（要領 3 条 2）等の関係書類を請求する。請願文書表（受理番号・請願の趣旨・請願者の住所氏名・紹介議員の氏名・受理年月日）

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成 22 年 12 月 20 日

4 原決定年月日 平成 23 年 1 月 4 日

5 決定の内容 不存在決定

6 不存在決定の理由

当該請願については、請願文書表を作成する前に、紹介議員から取り下げ願が提出され、取り下げとなったため、請願文書表を作成しておらず存在しないため、不存在とした。

7 異議申立て年月日 平成 23 年 1 月 20 日

8 異議申立ての趣旨

本件不存在決定を取り消しを求める。

9 諮問年月日 平成 23 年 1 月 21 日

10 答申年月日 平成 23 年 7 月 29 日

11 審査会の結論

議会が「平成 22 年 6 月 20 日付提出（高知県議会受付平成 22 年 6 月 25 日）の高知県議会請願書の請願文書表（要領 3 条 2）等の関係書類を請求する。請願文書表（受理番号・請願の趣旨・請願者の住所氏名・紹介議員の氏名・受理年月日）」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

事務処理要領第 3 条第 2 項は、「請願書は、所管の委員会ごとに区分し、それぞれの委員会担当者において、請願文書表（受理番号、請願の趣旨、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名、受理年月日、数人の連署による場合は請願者何某外何人と記載）を作成する。」と規定している。

本件公文書は、平成 22 年 6 月 20 日の日付で郵送により議会事務局に提出された本件請願書に係る請願文書表である。

なお、実施機関も指摘しているように、本件開示請求に係る公文書開示請求書には、請求する公文書の件名として「請願文書表（3 条 2）等の関係書類」との記載があり、それゆえ、請願文書表以外の請願文書表等の関係書類も本件公文書に含まれると考えられなくもないが、請求する公文書の件名としてとくに「請願文書表」を明記しており、また、実施機関によれば、請願文書表等の関係書類に当たる「請願書（平成 22 年 6 月 20 付け）の取り下げ願に関する決裁文書」、「請願書」及び「請願書の取り下げ願」をすでに異議申立人からの別件の開示請求の際に開示し、さらに本件開示請求の際にもこれを情報提供したとのことであり、これらを考慮すると、実施機関が請願文書表のみを本件公文書として特定したことについて特別不合理なところは認められない。

さて、異議申立人は、本件請願書は事務処理要領に従った事務処理がなされていないと主張しているが、これは、実施機関が本件請願書に係る請願文書表を作成していないとして不存と決定したことに対し異議を申し立てているものと思われる。

そこで、実施機関が本件公文書についてこれを作成していないとして不存決定を行っている点について、以下検討する。

なお、その余の異議申立人の主張については、当審査会が判断すべき事項ではない。

事務処理要領第2条は、請願書には、①請願の趣旨（第1号）、②提出年月日、請願者の住所及び請願者の署名又は記名押印（第2号）、③紹介議員の署名又は記名押印（第3号）が記載されていなければならないと規定している。

実施機関によれば、議会事務局が郵送により提出された本件請願書の内容を確認した時点で、その内容が私的人格の強いものであり請願の趣旨（事務処理要領第2条第1号）に適さないのではないかとの疑義があり、紹介議員に本件請願書の請願の趣旨を確認したところ、紹介議員からこの件は請願になじまないとの認識が示され、本件請願書を取り下げるという意思表示がなされたため、本件請願書は請願書の提出要件（事務処理要領第2条第3号）を満たさなくなった。なお、本来であれば取り下げ願も必要でなかったが、紹介議員本人が念のため文書として残しておきたいと言うので、取り下げ願を提出していただいたとのことである。

要するに、実施機関の主張するところは、請願書は議長が受理し、議会事務局で請願文書表が作成されるが（事務処理要領第3条第2項）、本件請願書については、議長が受理するに先立ち議会事務局において請願の趣旨を紹介議員に確認する段階で、紹介議員から本件請願書を取り下げる旨の申し出があり、それゆえ、請願書の提出には紹介議員が必要であるが（事務処理要領第2条第3号）、この要件を満たさなくなったため、本件請願書の提出はそもそも認められず、そのため請願文書表も作成されなかったというものである。

したがって、以上のような本件公文書が作成されなかったという実施機関の主張には不合理なところは認められず、本件不存決定は妥当であると判断する。

答 申 第 1 6 6 号 の 概 要

1 件 名

教員の生徒に対するわいせつ行為と人事異動の件に関して□□□外部（若しくは関係者）からの問題指摘に対する調査、協議の経緯が判る資料。教育委員会としての見解が判る資料。

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成23年4月12日

4 原決定年月日 平成23年4月21日

5 決定の内容 部分開示決定

6 部分開示決定の理由

(1) 非開示とした部分は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号に該当する。非開示とした部分（氏名、クラブ名、学校名、職名、経歴、性別、家族情報、経済状況、性格、能力、評価、意見、発言内容、行動内容）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる、又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できることとなると認められ、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 非開示とした考え方は、以下のとおりである。①氏名、職名、経歴、性別、家族情報、経済状況、性格、能力は、個人に関する情報であり、非開示とした。②クラブ名・学校名・関係教員の氏名を開示すると、調査依頼者名やわいせつ行為の相手方とされる生徒名が類推されるおそれがあり、非開示とした。③調査依頼者に対する他者の評価、意見は、個人のプライバシーであり、保護すべきであるので、非開示とした。④調査依頼者のプライバシーは保護すべきであるので、プライバシーに係る調査依頼内容が類推される箇所は、非開示とした。⑤文書中に校長、教頭、教諭等の公務員である個人に関する情報があるが、職務の遂行に係る情報ではない部分は、非開示とした。

7 異議申立て年月日 平成23年6月10日

8 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定のうち公務員（元公務員）及び公務に関する部分の取り消しを求める。

9 諮問年月日 平成23年6月15日

10 答申年月日 平成24年2月28日

11 審査会の結論

教育委員会が「教員の生徒に対するわいせつ行為と人事異動の件に関して□□□外部（若しくは関係者）からの問題指摘に対する調査、協議の経緯が判る資料。教育委員会としての見解が判る資料。」について部分開示とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

1 本件公文書について

(1) 本件公文書は、①関係教員から聞き取り調査した内容を取りまとめたメモ4枚（以下「本件公文書1」という。）及び②校長から報告のあった内容を記録したメモ1枚（以下「本件

公文書 2」という。) から構成される。

- (2) 実施機関は、本件公文書作成の経緯について、以下のように説明している。

実施機関は、県民等から教職員の不祥事に関する調査依頼があった場合、明らかに虚偽の情報であると判断される場合を除き、原則として事実関係の調査を行うことにしている。

高校の教員(以下「調査依頼者 A」という。)が来庁し、前任地での本人の事柄についての調査依頼(以下「調査依頼 1」という。)があった。その翌日、調査依頼者 A の親族である県民(以下「調査依頼者 B」という。)から、他の教員(以下「教員 C」という。)の生徒に対するわいせつ事案のうわさについての調査依頼(以下「調査依頼 2」という。)があった。そこで、調査依頼 1 に関する調査と同時に調査依頼 2 に関する調査を行った。関係教員の事情聴取を行った上で、調査結果を調査依頼者 A 及び調査依頼者 B に報告した。

本件開示請求に係るわいせつ事案の調査は、調査依頼 2 に基づくものであるが、調査の結果、調査依頼のあった内容は事実であると確認されなかったため、関係者の処分等は行っていない。

本件公文書 1 は、実施機関の職員が関係教員から聞き取り調査した内容をとりまとめたメモである。本件公文書 2 は、本件調査後に校長から実施機関に報告のあった内容を記録したメモであるが、調査依頼 2 に関する内容が含まれているため、本件開示請求の対象である本件公文書に加えたものである。なお、本件公文書には、本件開示請求に係る調査依頼 2 に基づく聞き取り調査等の内容とそれ以外の調査依頼 1 に基づく聞き取り調査等の内容が混在している。

- (3) 実施機関は、本件公文書について、条例第 6 条第 1 項第 2 号本文に該当する情報が含まれているとして部分開示決定を行っているので、以下検討する。

2 条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について

- (1) 条例第 6 条第 1 項第 2 号本文は、個人に関する情報であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができる」と認められるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、本号ただし書に該当する場合を除き非公開とすることを定めている。

実施機関が説明するように、調査依頼 1 と調査依頼 2 に基づく調査が同時に行われたため、本件公文書には、調査依頼 1 に関する関係教員の聞き取り調査等の内容(以下「調査依頼 1 に関する部分」という。)と、調査依頼 2 に関する関係教員の聞き取り調査等の内容(以下「調査依頼 2 に関する部分」という。)が混在しており、両者の部分は必ずしも明確に判別できるものではないが、各調査依頼の内容が異なることから、各部分ごとに条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について検討する。

- (2) 調査依頼 1 に関する部分の非開示情報について

本件公文書中の調査依頼 1 に関する部分について、実施機関は、おおよそ以下の情報を非開示にしている。①氏名(調査依頼者 A、関係教員及び調査依頼 1 に関連するその他の者の氏名)、②クラブ名(調査依頼者 A の担当クラブ名)、③学校名(調査依頼者 A の勤務校、調査依頼 1 に関連する学校名)、④職名(調査依頼者 A 及び調査依頼 1 に関連するそ

の他の者の職名)、⑤経歴(調査依頼者 A 及び関係教員の経歴)、⑥性別(調査依頼者 A 及び関係教員の性別)、⑦家族情報(調査依頼者 A の家族情報)、⑧経済状況(調査依頼者 A の経済状況)、⑨性格(調査依頼者 A の性格)、⑩能力(調査依頼 1 に関連する関係教員の能力)、⑪評価・意見(調査依頼者 A に対する評価・意見)、⑫発言内容・行動内容(関係教員の発言内容・行動内容)である。

調査依頼 1 は、高校の教員である調査依頼者 A 本人のいわば職場環境に関わる事柄に関する調査依頼であり、それゆえ、その調査内容は秘匿する必要性の極めて高い情報であって、その取扱いには格別の慎重さが求められるべきものである。そして、本件で非開示とされた情報は、いずれも、調査依頼者 A を識別することができる情報、あるいは、必ずしも調査依頼者 A を識別することはできないが、調査依頼 1 に基づく調査内容の詳細が明らかになる情報であって、公にすることにより、調査依頼者 A の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

したがって、調査依頼 1 に関する部分の非開示情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号本文に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(3) 調査依頼 2 に関する部分の非開示情報について

本件公文書中の調査依頼 2 に関する部分について、実施機関は、おおよそ以下の情報を非開示にしている。①氏名・性別(教員 C の氏名、聞き取り調査の対象である関係教員の氏名、調査依頼 2 に関連するその他の教員の氏名・性別及び生徒の氏名)、②学校名(生徒の通学する学校名)、③クラブ名(生徒の所属するクラブ名)、④評価・発言内容・行動内容(教員 C に対する評価及び調査依頼 2 に関連する発言内容・行動内容)。

調査依頼 2 は、県民である調査依頼者 B からの教員 C の生徒に対するわいせつ事案のうわさに関する調査依頼であり、しかも実施機関によれば調査の結果その事実は確認されなかったというのである。それゆえ、その調査内容は秘匿する必要性の極めて高い情報であって、その取扱いには格別の慎重さが求められるべきものである。そして、本件で非開示とされた情報は、いずれも、教員 C 及び生徒を識別することができる情報、あるいは、必ずしも教員 C 及び生徒を識別することはできないが、調査依頼 2 に基づく調査内容の詳細が明らかになる情報であって、公にすることにより、教員 C 及び生徒の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

したがって、調査依頼 2 に関する部分の非開示情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号本文に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

なお、条例第 6 条第 2 項は、公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、「当該公文書の開示をしないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるときは」開示することを定めている。

異議申立人は、教育公務員の刑法違反等の疑惑に係る調査等の経緯の説明には高度の透明性が求められるにもかかわらず、本件部分開示決定において条例第 6 条第 2 項の「公益上の理由による開示」の適用が全く考慮されていないと主張している。

しかしながら、すでに述べたように、実施機関によれば、調査の結果、調査依頼 2 に係る事実は確認されなかったというのであり、個人の権利利益に明らかに優越する公益上の理由があるとは認められない。

3 本件部分開示決定の理由付記について

条例第 10 条は、公文書を開示するかどうか等の決定の通知は書面によるものとした上で（第 3 項）、非開示決定の理由は「当該非開示決定において第 6 条第 1 項各号の規定を適用した根拠を具体的に示したものでなければならない」とし（第 4 項本文）、「ただし、当該根拠を具体的に示すことにより、開示しないこととされた情報が明らかになるときは、当該情報が明らかにならない限度で示すものとする。」（第 4 項ただし書）と定めている。

異議申立人は、本件部分開示決定通知書において、非開示とされたどの部分がいかなる個人情報に当たるかが示されておらず、理由付記としては不十分であり、条例第 10 条第 4 項に違反すると主張している。

しかしながら、本件においては、条例第 6 条第 1 項第 2 号本文に該当するとして非開示とされた部分以外の部分は開示されており、本件公文書中のどの非開示部分がいかなる個人情報であるかが示されれば、開示されている部分の情報と照合することにより、非開示部分の内容が推測される可能性は十分考えられる。

したがって、条例第 10 条第 4 項ただし書の規定に照らし、本件部分開示決定の理由付記について妥当性を欠くとまでは言うことができない。